

学 校 開 放

——とくに校庭開放について——

久 川 太 郎

I 余暇と余暇感の変遷

現在日本で考えられている余暇は、レジャーと同義であるが、仕事を離れて自発的に行なえる自由な時間を意味する。生産性向上だけが大きな問題であった時期には、余暇は罪悪視されたり、誤解されることも多かったが、産業文明の進展、労働力の恒常的不足、大量生産と大量消費が問題となっている今日では、労働力の再生産が余暇の目的であるだけでなく、人間らしい生活をするうえでは必要なものであることが認識されている。この余暇は労働に対して用いられる言葉であり、技術革新にともない、労働時間の短縮＝余暇の増大という形で生じてきた。しかし、余暇とは労働時間以外の全てを占めるものではない。毎日の生活時間は、労働時間のほかに食事や通勤時間、睡眠時間等の生理的な時間も含まれているので、余暇とは1日の生活時間から労働時間と生理的な必要時間を除いたものであるといえる。

現代社会では、人間性が職場から失われがちで、自己疎外感が生じ、これがノイローゼをはじめとする神経障害を生じやすくさせる。このため、人間らしさをとり戻しさらには心身のバランスを保ち、より健康な状態であるようにするのが余暇本来の目的であり、その具体的手段がレクリエーションであると考えられる。

しかし、急激な社会変動と産業文明の新段階への移行は、余暇をどう生きるかという点に解決を与えていない。すなわちわが国では、現在、労働時間を短縮するだけの声が高く、余暇の過ごし方についてはマスコミやレジャー業者によってつくられたブームに甘んじている傾向が強い。労働時間の短縮だけでなく、それにとり余暇の生き方に関心を寄せねばならない。現状は余暇をもてあまし気味であるが、今後は余暇を主体的、創造的に使うよう努力が必要である。

一方、子どもの遊びについてはどうであろうか。残念ながらもまだ正当に社会的に評価はなされるにはいたっていない。すなわち遊びは小学生、中学生、高校生を

通じて勉強の邪魔者として軽視され、罪悪視されているのが現状である。青年期以後の人にとってレクリエーションが心身の発達あるいは人間形成のうえから不可欠なものであると考えられるように、子どもにとって遊びは不可欠なものである。

アルフレッド・レーデルマンは遊びについて以下のとおり述べている。

「われわれ大人は、子どもたちの広い範囲にわたる遊びを尊重すべきである。だれしも子どもたちに『遊ぶにはもう大きすぎる』とか『もう子どもではないから』という理由で遊んではいけないということ言うべきではないであろう。遊びは活動力を刺激し、将来、生産的な仕事に携わる場合にも、子どもの頃の遊びが身体の機能的な面で役に立つのである。遊んでいる間に子供達は素直な性質、敏捷さ、生きた感覚、器用さなどを発展させるのである。これらの要素は、すべて将来の生活に必要な不可欠なものである。遊びは、われわれ子どもたちの健全な発達をもっとも確実に保証するものであり、若い世代の育成を助ける貴重な存在である。」¹⁾

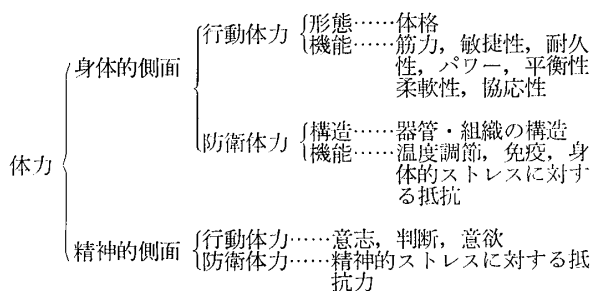
またA. S. マカレンコも遊びの重要性について次のとおり述べている。

「あそびは子どもの生活の中で重要な意義を持っており、大人の活動、仕事、職務と同様の意義を持っている。子どもの遊び方がその子どもの大人になってからの働き方を多くの点で示すものである。したがって未来の大人の教育はまず第1に遊びの中でおこなわれる。働き手としての各人の全歴史は遊びの発展のなかにまたそれが仕事へとしだいに移行してゆくことの相違点としてあらわれるであろう。」²⁾ これらから遊びは、次に述べる4つの領域から考えるべきであろう。

①体力づくり

- 1) 児童施設研究会編「こどもの遊び場」から引用。
- 2) A. S. マカレンコ『愛と規律の家庭教育』三一新書。

体力とは一般的にいて次のように考えられている。



このような体力は、それぞれの側面が子どもの発達段階に応じて養われていなければならない。後でも述べるが東京都の児童においては、体格の向上に応じた筋力、瞬発力、心肺の持久力などの体力や、運動能力の発達がみられていない。このことは、文明の進展による生活形態の変化もその要因としてあげられるが、遊びや運動などの刺激の不足もまた重要な要因としてあげられる。

遊びはすべての遊びの中で初歩的な運動能力とくに身体各部の運動神経が養われる。子どもたちの一見無目的にみえる雑多な遊びのなかで子どもたちは敏捷性、平衡性、協応性を含む体力を養っているのである。学校給食の普及とその質の向上³⁾などによって全国的に体格的にはめざましい発育を示す児童期の子どもたちに、発育段階に応じて正しい身体的精神的刺激を与えることは総合的体力づくりの最も効果的な方法である。

②創造性の育成

文明の進展は人間に対して知覚、思考、記憶、判断などの成熟を促してきた。しかし、これに加えて今日創造性の育成もまた必要なことである。現在は、子どもにとって思いきり遊ぶ時間や遊び場が乏しく、屋内（とくに家庭内）の遊び方をみてもテレビなどの受け身型が多い。本来子どもは遊びを創り、変えてゆくものである。生活環境によって遊びを忘れた子どもたち

3) 学校給食は食事の形によって完全給食、補食給食、ミルク給食の3つに区分される。完全給食とは、給食内容がパン、ミルク、おかずで構成されているものをいい、補食給食とはミルクおよびおかずで成り立っている給食をいい、ミルク給食とはミルクだけを給食することをいう。したがって完全給食以外の補食給食やミルク給食の場合には弁当等を持参させて昼食として十分な食事内容を確保する必要がある。学校給食の実施状況は現在、小中学校を始めとして夜間定時制高校、盲聾養護学校および幼稚園において実施されており、その対象児童、生徒数は昭和45年5月現在で約4万9千校に在学する約1,620万人に及んでいる。完全給食実施校は小学校の82.5%、中学校の50.2%で、児童生徒の比率は、小学校で92.0%、中学校で44.6%となっている。

に遊びをとり戻さなくてはならない。そのためにも子どもの要求にあった遊び場を確保し、遊びという場面でも創造性を身につけることへの努力をしなければならない。

③感情、情緒の発達

遊びを通して子どもたちは遊び仲間への共感、愛情、幼い者や弱い者へのいたわりなどの感情が育てられてくる。そして遊びの中の規則が責任、義務、協力といった重要な要素を包含しているのである。子どもたちは遊びの過程でこの規則を通して協同、奉仕、自己主張、自己統制など民主的な生活態度の原型ともいべきものを身につけるのである。また四季の行事とともに遊びもかわり、子どもたちはその自然の移りかわりを感じ、生活の中に情緒を発達させてゆくわけである。とくに家族構成が年々核家族化している現在、東京では世帯平均子どもが0.73人となっているので、このような中で兄弟の触れ合いによる社会的・情緒的・知的な発育がそこなわれがちである。この状況で子どもたちの遊びがいかに重要であるかを知るものである。

④労働への準備

現在ではフレーベルに代表されるように、遊びを子どもという人間のひとつの発達段階における活動形態として、遊びの発展の中に労働をとらえている。すなわち遊び→課業→労働という人間の活動の発展のなかに位置づけたのである。マカレンコは「仕事は社会的生産に、物質的および文化的有価物、いいかえれば社会的有価物の創造に人間が参加することである。遊びはそのような目的を追求するものではなく、社会的目的にも直接的な関係をもっていない。しかしそれと間接的な関係をもっている。つまりそれは仕事に必要なくべからざる身体的および心理的努力に人間を習慣づける」のであると述べている。

以上のことからわれわれは、現在の都市において子どもたちの安全な遊び場として、勤労青少年の社会教育の場として、数多くの多様な児童公園や児童遊園あるいは体育施設の増設が必要であると考えるが、現在の地価の異常な高騰や予算上の制約などからとても需要に追いつかないのが現状では、学校開放が、その補完的な役割を果たす施策であるとも考えられるし、さらに学校が地域の体育・文化の中心となってもよいものではないかと考えるわけである。

今回は学校開放の中でもとくに子どもの遊び場としての校庭開放、あるいは勤労青年の学習、スポーツ活動の場としての学校開放という観点で、校庭開放を主

として考えながら、校庭開放の現状と、今後の校庭開放の方向について考察したい。

II 子どもをとりまく外部環境

産業文明の進展は急激な社会変動を引き起こしている。とくに都市においては、人口の集中による過密化にともなう生活環境の悪化があげられる。これらは子どもたちにとって重大な影響がみられる。第1に、心身の発育期として重要な時期である思春期の児童の体位の向上と肥満児の出現、第2に児童の体力と運動能力の低さ、第3に非行の年少化、第4に交通事故による死傷者、とくに傷者の増加、第5に社会体育施設の欠如などがあげられる。

1. 体位の向上と肥満児の出現

学齢男女別、体位の推移が第1表であるが、男女ともに体重、身長、胸囲、座高の順ですべてが著しい増加の傾向を示しており、とくに体重の増加割合が目立った増加率を示している。この発育は全国的にみると

第1表 学齢男女別体位の推移（6歳・11歳）

	男				女			
	身長	体重	胸囲	座高	身長	体重	胸囲	座高
6歳	cm	kg	cm	cm	cm	kg	cm	cm
明治33	107.0	17.0	53.9	...	104.8	17.0	53.0	...
43	107.0	17.5	54.2	...	105.8	17.0	52.4	...
大正9	107.0	17.6	54.2	...	105.8	17.0	52.4	...
昭和5	108.1	17.9	54.4	...	106.9	17.3	52.6	...
14	109.1	18.5	55.1	62.1	108.1	17.7	53.3	61.5
23	108.1	18.4	56.1 ¹⁾	62.1	107.3	17.9	54.6 ¹⁾	61.7
25	108.6	18.5	56.3	62.0	107.8	17.9	54.7	61.6
35	111.7	19.1	56.4	63.3	110.6	18.5	54.9	62.8
45	114.5	20.1	57.2	64.4	113.6	19.5	55.7	63.8
46	114.8	20.2	57.2	64.5	113.7	19.7	55.7	63.9
11歳								
明治33	127.9	27.0	63.0	...	127.7	27.0	60.9	...
43	128.5	27.1	63.3	...	128.5	27.0	61.2	...
大正9	129.4	27.5	63.9	...	129.7	27.4	62.1	...
昭和5	131.4	28.4	64.1	...	131.3	28.5	62.6	...
14	132.9	29.3	64.8	72.9	132.7	29.5	63.9	73.4
23	130.4	28.2	64.6 ¹⁾	72.0	130.8	28.2	63.4 ¹⁾	72.4
25	131.1	28.7	65.2	72.1	131.7	28.8	63.8	72.7
35	136.2	30.7	66.0	74.3	138.1	32.3	66.3	75.9
45	140.5	33.8	68.2	75.9	142.9	35.7	69.0	77.7
46	140.8	34.2	68.4	76.0	143.2	36.0	69.2	77.7

(注) 昭和15～22年は全国統計がないため、昭和15のかわりに昭和14年を用いた。これが戦前の最高値である。座高は昭和14年から測定を行なった。

1)は昭和24年の数値である。

(資料) 文部省「学校保健統計調査報告書」

第2表 体位比較

[性・地域ブロック別 14歳(中学3年生)昭和45年]

	北海道	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州
男									
身長 cm	159.2	160.1	160.6	160.8	160.3	160.8	160.4	160.1	159.4
体重 kg	49.5	49.5	49.9	50.1	48.8	50.2	49.7	50.2	48.4
胸囲 cm	79.5	79.1	79.1	79.3	78.2	79.4	79.1	78.9	78.3
座高 cm	85.4	85.9	85.9	86.0	85.7	86.0	85.8	85.7	85.2
女									
身長 cm	153.3	153.6	154.9	153.9	154.3	154.8	154.0	153.8	153.5
体重 kg	47.9	48.4	48.9	48.4	48.2	48.8	48.1	48.4	47.5
胸囲 cm	79.8	78.7	79.4	78.7	78.6	78.8	78.3	78.8	78.2
座高 cm	84.0	84.3	84.6	84.3	84.0	84.7	84.3	84.3	84.0

(資料) 文部省「学校保健統計調査報告書」

かなり地域差が認められる。男子が身長では関東、近畿、北陸、中国が高く、九州、北海道が低い。体重では近畿、四国、関東が重く、九州、東海が少ない傾向がある。

女子では身長が、北陸、近畿、中国、関東と続き、北海道、九州が低い。体重は男子と同じ傾向がみられる。

このほか胸囲、座高においても地域差がみとめられる。

また最近体位の向上にともない、肥満児対策が学校保健の中で重要視され始めた。昭和45年の定期健康診断の結果から肥満傾向を示す児童生徒の人数が第3表に示されている。これは性、年齢別の身長別平均体重を求め、その120%以上を示すものを肥満児とみなし

第3表 児童生徒における肥満児の出現状況

昭和45年度(1970)

	小学校児童						中学校生徒			
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	
男	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
市部	1.6	1.9	2.3	2.9	3.6	3.2	3.6	2.5	3.2	
人口集中地区	1.8	2.9	4.5	4.0	5.3	5.5	5.5	4.1	4.8	
その他の地区	1.1	1.2	2.2	2.5	2.3	3.2	3.4	1.9	3.4	
郡部	2.0	2.0	1.3	3.2	4.4	1.9	3.0	2.5	1.9	
人口集中地区	2.0	2.0	1.3	3.2	4.4	1.9	3.0	2.5	1.9	
その他の地区	1.5	1.4	1.3	1.9	2.4	2.3	2.5	1.6	2.6	
女	2.0	2.7	2.9	3.4	4.0	4.7	2.9	5.6	8.6	
市部	1.9	2.9	4.3	4.3	6.1	6.1	3.7	6.2	7.8	
人口集中地区	1.9	2.9	4.3	4.3	6.1	6.1	3.7	6.2	7.8	
その他の地区	3.0	2.5	3.1	3.8	3.1	5.2	2.7	5.3	7.9	
郡部	1.4	3.4	2.3	2.2	3.6	4.0	1.9	5.2	10.9	
人口集中地区	1.4	3.4	2.3	2.2	3.6	4.0	1.9	5.2	10.9	
その他の地区	1.7	2.0	1.9	3.3	3.2	3.5	3.2	5.7	7.7	

(資料) 文部省「学校保健統計調査報告書」

たものである。一般的には年齢の増加とともに肥満児が増加する傾向がうかがえる。年齢別にみると、男子では肥満児は9歳頃から増加し10歳と12歳で3.6%と最も高い出現率を示している。女子では10歳頃から顕著になり14歳で8.6%と最も高い出現率を示している。このように男女別でみると、肥満児の出現は女子に多いことがうかがえる。さらに出現率を地域別にみると市部、郡部とも、わずかな例を除き各年齢とも人口集中地区がその他の地区より肥満児の出現率が高いが、とくに市部の人口集中地区に多く肥満児の出現がみられ男女の差は少ない。男子では8歳頃からみられ、11歳と12歳の5.5%、女子では10歳、11歳の6.1%、13歳の6.2%、14歳の7.8%が目立っている。

2. 児童の体力と運動能力

都と全国との体力と運動能力の比較が第4表である。

①体力診断テスト（反復横とび、垂直とび、背筋力、握力、伏臥上体そらし、立位体前屈、踏み台昇降運動）は以下のことがいえる。

都を全国と比較すると、一般的にいて、筋力としての握力や、瞬発力としての垂直とびが全国値より優れているほかはすべて全国値より劣っている。とくに心肺の持久力としての踏み台昇降運動は都として非常

に前々年より上昇したにもかかわらず、ほとんどの年齢で非常に劣っているのが問題点である。東京都自体では瞬発力としての垂直とび、筋力としての握力、柔軟性としての伏臥上体そらしについては一般に向上しているが、敏捷性としての反復横とび、筋力としての背筋力、柔軟性としての立位体前屈などが一般に低下していることがうかがえる。

②運動能力テスト（50m走、走り幅とび、ソフト《ハンド》ボール投げ、斜め懸垂腕屈伸《懸垂腕屈伸》、ジグザクドリブル、連続さか上がり、持久走）については以下のことがいえる。

都を全国値と比較すると、すべての種目で都が劣っている。とくに懸垂力（斜め懸垂腕屈伸、懸垂腕屈伸）と持久力についてはその差が著しいことが認められる。また男子のソフト（ハンド）ボール投げでは年齢が進むにつれて全国との差は大きくなる一方である。東京都自体では昭和46年度の方が、前々年度より優れており、その傾向は女子において著しい。これらのことから都市における生活形態の変化や運動施設の貧弱さ、運動刺激の乏しさが、身体機能や形態の面にも著しく悪い影響をもたらしていることがうかがえる。

3. 青少年の非行化

少年犯罪は昭和39年の検挙人員15万人をピークとしてその後漸減の傾向を示しており、昭和40年には10万人となった。犯罪少年非行の背景としては、従来がいわば欠損貧困等が重大な要素であったが、今日では、放任などの家庭内の問題、学校内の不良交友などの学校内の問題、職場内の不良交友といった職場内の問題、あるいは居住地域の不良交友といった社会環境の問題のように、遊び方や遊び場所が近くにないことなどが遠因となって犯罪の年少化現象がみられる。これらから、望ましい友人関係、安全な遊び場、運動施設がいかに必要かを知るものである。

4. 交通事故の死傷者の増加

0歳から19歳までの死因順位を示したものが第5表である。これからうかがえるとおり常に第1位を占めるものとして不慮の事故があげられる。その比率はその年齢の死亡割合の30%から45%（男子では37%~57%）を占めるものである。この中で交通事故は学校安全の面からとくに重視され教育活動の中でとりあげてはいるが、学校環境ないしは学校管理下で発生する事故はむしろ少なく、家庭の責任下である道路上でおこ

第4表 都と全国および都の46年度と44年度との比較

項目	性別					性別				
	年齢					年齢				
	10	11	12	13	14	10	11	12	13	14
反復横とび	△					△		△		
垂直とび	△	△	△	△	△	△	○△	○△	○△	○△
背筋力	△					△	△		△	
握力	○	○	○△	○△	○△	○	○△	△	○△	○△
伏臥上体そらし		△	○△	△	△			△	○△	△
立位体前屈			△	△					△	
踏み台昇降運動	△	△	△	△	△	△	△	○△	△	
50m走			△		△	△			△	
走り幅とび	△					○△	○△	△	△	
ソフト(ハンド)ボール投げ		△	△			△	△	△	△	△
斜め懸垂腕屈伸 懸垂腕屈伸	△	△	△	△	△	△	△		△	
ジグザクドリブル	△	△	/	/	/		△	/	/	/
連続さか上がり	△	△	/	/	/	△	△	/	/	/
持久走	/	/	△	△	△	/	/	△	△	△

①○印は都と全国との比較で都のほうが優れている。

②△印は46年度と44年度との比較で46年度のほうが優れている。

印のない場合は、差がないことを示すか劣っていることを示す。

第5表 死亡順位・死亡割合 性・年齢階級別 (昭和45年)

年 齢	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	%	死 因	%	死 因	%	死 因	%	死 因	%
総 数	脳血管疾患	25.4	悪性新生物	16.8	心 疾 患	12.5	不慮の事故	6.1	老 衰	5.5
0 歳	先天異常	15.4	出生児損傷他	14.8	肺炎および気管支炎	13.0	詳細不明の未熟児	10.0	その他の新生児の異常	8.3
1～4	不慮の事故	42.1	先天異常	10.6	〃	10.6	悪性新生物	7.2	胃 腸 炎	3.6
5～9	〃	45.6	悪性新生物	10.4	〃	6.4	先天異常	6.0	中枢神経系の非炎症性疾患	4.6
10～14	〃	29.6	〃	12.9	中枢神経系の非炎症性疾患	6.1	肺炎および気管支炎	5.9	先天異常	4.5
15～19	〃	45.8	自 殺	10.1	悪性新生物	8.3	腎炎・ネフローゼ	4.4	心 疾 患	4.1
総 数	男 脳血管疾患	25.0	悪性新生物	17.3	心 疾 患	11.9	不慮の事故	8.5	肺炎および気管支炎	4.9
0 歳	出生児損傷他	15.4	先天異常	14.6	肺炎および気管支炎	12.2	詳細不明の未熟児	10.0	その他の新生児の異常	8.4
1～4	不慮の事故	45.3	〃	10.0	〃	9.8	悪性新生物	7.1	胃 腸 炎	3.4
5～9	〃	53.0	悪性新生物	9.6	〃	5.2	先天異常	4.9	中枢神経系の非炎症性疾患	3.9
10～14	〃	36.7	〃	11.3	中枢神経系の非炎症性疾患	6.3	肺炎および気管支炎	4.3	喘 息 他	4.2
15～19	〃	56.7	自 殺	7.9	悪性新生物	6.7	心 疾 患	3.5	腎炎およびネフローゼ	3.3
総 数	女 脳血管疾患	26.0	悪性新生物	16.3	心 疾 患	13.4	老 衰	7.9	肺炎および気管支炎	5.0
0 歳	先天異常	16.5	肺炎および気管支炎	14.0	出生児損傷他	13.3	詳細不明の未熟児	10.1	その他の新生児の異常	8.2
1～4	不慮の事故	37.7	〃	11.8	先天異常	11.5	悪性新生物	7.3	胃 腸 炎	3.9
5～9	〃	33.3	悪性新生物	11.7	肺炎および気管支炎	8.3	先天異常	7.9	中枢神経系の非炎症性疾患	5.8
10～14	〃	17.5	〃	15.7	〃	8.5	〃	6.2		5.9
15～19	〃	18.2	自 殺	15.7	悪性新生物	12.5	腎炎およびネフローゼ	7.0	心 疾 患	5.5

る場合がきわめて多いのである。学齢期の子どもの交通事故被害の実情を年次推移のうえからまとめたものが第6表である。これから各年齢とも死亡者と数としてはそれほど著明な年次変化はみられないが、負傷事故は年々増加の傾向を示していることが認められる。これらに対して、通学路決定確保、歩道橋の増設などとともに、質の高い遊び場と社会体育施設、児童公園等の確保が急務なことを考えねばならない。

5. 社会体育施設の欠如

今日の都市においては、子どもの身近かで、安全な遊び場の不足は、はなはだしいものがある。戦後の20年間に東京の人口は300万人から1,000万人に急増し、都市が巨大化するとともに、都心部では過密化し、一部では人口密度の限界状況(台東)や人口の減少傾向(千代田, 中央)などの現象も認められはじめている。これらのために空閑地、緑地は乏しく、地価の高騰と

あいまって都市公園、児童遊園、社会体育施設などの建設も人口増に追いつかないのが現状である。昭和41年4月現在の都内の都市公園、児童遊園ならびに都市公園に準ずるものなどをすべて合計して都市部で1,534カ所、約1,160万㎡の面積であり、人口1人あたり1.12㎡である。これをさらに詳細にみると区部で1.07㎡、市部で1.44㎡であり、目黒区は0.18㎡、荒川区、江戸川区は0.19㎡と平均0.5㎡以下の区は12区もある。これらは第7表でもわかるとおり、ニューヨークの平均11.9㎡、ロンドンの9.2㎡、モスクワの10.9㎡、パリの8.7㎡などと比較すると、いかに東京の子どもたちが遊び場に恵まれていないかが明確である。

さらに東京都の公立体育施設の調査が第8表であり、これらは年々増加の傾向にあるが、いまだ十分とはいいがたく、マスコミやレジャー業者によってつくられたブームに甘んじている傾向がいまだに強い。

このように遊び場が足りないことは子どもたちを危

第6表 15歳以下のこどもの男女別交通事故発生状況

	1964		1965		1966		1967		1968	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数										
死亡	1,267	704	1,249	631	1,409	721	1,234	657	1,254	656
負傷	43,972	21,665	47,354	23,306	64,613	28,124	66,016	31,825	73,135	37,175
6歳未満										
死亡	620	437	641	405	696	462	656	419	682	425
負傷	17,762	9,622	20,058	10,872	24,937	13,331	28,846	15,648	33,348	18,119
6~12歳										
死亡	479	203	441	185	487	220	391	188	397	196
負傷	18,007	8,379	19,309	9,048	28,067	10,685	26,530	11,962	28,675	14,207
13~15歳										
死亡	168	64	167	41	226	39	187	50	175	35
負傷	8,203	3,664	7,987	3,386	11,609	4,108	10,640	4,215	11,112	4,849

(資料) 警察庁交通局企画課調べ

険な遊び場にしむけるだけでなく、子どもたちの身体の発育あるいは運動能力の面に悪影響をもたらしていることは前に述べたし、遊びを通して得られる情緒的な、あるいは知的成熟のうえにも無視できないマイナスの影を落しているのである。

6. 勤労青少年の増加

高度経済成長ともなう勤労青少年の都市への流入は、ここ数年東京で年平均6万に達し、都内で働く青少年(15~24歳)の人口は推定150万人に及んでいるといわれている。しかも若年労働力の恒常的不足と、週休2日制をはじめとする労働時間の短縮、レジャーブーム、スポーツへの関心の増大などが、大都市勤労青少年のスポーツ、レクリエーションに対する欲求を

高め、そのための施設は不可欠なものになっている。しかし、現実には大企業はともかく中小企業では、企業内の設備は十分ではなく、しかも公立の運動施設は前にも述べたとおり都市の過密化や地価の異常な高騰や予算上の制約などからとても需要に追いつかない状態である。しかも少ない体育施設は、多くは体育団体、競技団体中心の競技会や選手養成や練習のために使用されることが多く、地域一般住民とりわけ勤労青少年が気軽に利用できる状態にはほど遠いのが現状である。土曜日の午後、日曜日、そして夜間9時頃まで勤労青少年のスポーツ・体育の場として使用できる社会体育施設の充実が強く望まれるものである。

III 東京都における学校開放の現状

1. 学校開放のあゆみ

東京都での学校開放(とくに校庭開放)は、東京都への人口の集中により巨大、過密化、生活環境の悪化が顕著になった昭和29年に各区で2校、各郡市で1校、合計58校の指定校により実験的に始められた。この頃はすでに子どもの遊び場不足も重大な問題となっており、昭和32年12月東京都教育委員会は「学校施設の利用促進について」⁴⁾を各区市町村教育委員会に通達し

第7表 人口1人あたり都市公園面積

都市名	面積 m ²	都市名	面積 m ²
ワシントン	45.2	東京	1.12
ニューヨーク	11.9	横浜	1.11
シカゴ	7.9	名古屋	1.51
ロンドン	9.2	京都	0.71
パリ	8.7	大阪	1.01
ウィーン	26.9	神戸	2.24
チューリッヒ	6.4	わが国都市の平均	2.1
アムステルダム	14.1		
モスクワ	10.9		

①外国の公園面積については、Play-ground and Recreation Spaces (1960), Kinderspielplatze (1957), Playing field and play-ground (1956) 等による。

②日本の公園面積については、都建設局公園緑地部調べ。(昭和40年4月1日現在)

4) 「学校施設の利用促進について」昭和32年12月19日、教育発205

学校施設の利用促進を実施するにあたり、当面の方針として遊び場の確保、学校利用可能な学校から実施することとした。運営方針としては利用対象、利用の許可とその届出、利用時における指導、事故の責任の所在等を明記し、さらに地域における青少年団体の育成についても触れている。

第8表 東京都、公立体育施設一覧

(単位：㎡)

	区部計		市部計		島 嶼		郡部計		計	
陸上競技場	4カ所	52,837	6カ所	75,508					10	128,345
運動場	3	56,308					1	7,056	4	63,364
野球場	56	983,860	11	164,157			3	42,863	70	1,190,880
庭球場	30	72,460	9	14,153			1	1,600	40	93,213
排球場	9	22,977	5	8,790					14	31,767
球技場	3	28,323	1	21,290					4	49,613
水泳場	32	24,569	8	8,575			3	894	43	34,038
体育館	20	24,976	4	4,054			1	82	25	29,112
弓道場	13	4,655	1	535					14	5,190
卓球場	3	1,346							3	1,346
柔剣道場	5	737	2	243			1	80	8	1,060
すもう場	3	390	1	201					4	591
ローラースケート	1	975					1	544	2	1,519
射撃場	1	180							1	180
野営場			3	7,448	1	16,800	4	72,702	8	96,950
計	183	1,274,593	51	304,954	1	16,800	15	125,821	250	1,722,168

(昭和41年10月1日現在)

子どもの遊び場の確保を重点的に要請している。警視庁においても昭和33年に市街地の道路を一定期間遊戯道路として活用することをこころみは始めている。このように東京都の学校開放は、今日の過密化し、巨大化した都市という具体的な場で、特殊化したしかも多様化した社会的要請にもとづいて始められたものであり、学校教育、あるいは社会教育の区分にあまりにとらわれずに、すべての人々のための教育、地域社会全体の教育活動を重視する立場から「学校教育に支障のないかぎり」という条件づきにしても、その教育活動の地域の一つのセンターとして学校施設を積極的に利用するという考えで始められたものである。この学校開放の法的な根拠は教育基本法第7条第2項⁵⁾で、図書

館、博物館、公民館などの社会教育施設とともに学校施設を社会教育活動の場としても積極的に活用するという大綱がかかげられているのによる。また学校教育法第85条⁶⁾でも学校開放の基本的な姿勢を示している。さらには昭和24年社会教育法は第6章第44条第1項で従来より一歩進んだ⁷⁾学校開放の努力義務を明記している。

昭和34年に東京都は「学校開放指定校補助金交付要項」を設け、学校開放の拡大の方針を打ち出している。この学校開放は多様な社会的要求により昭和35年からは校庭開放と施設開放の2本立てとなり、その補助金の額が施設開放は1校3万5千円から4万5千円に、校庭開放は1校2万円から3万円に増額され、管理運営面とくに現場の待遇改善がこころみられた。昭和36年には勤労青少年の増加により余暇をスポーツの実施に積極的に利用できるように、国や地方公共団体に奨励援助の措置をとらすようにスポーツ振興法⁸⁾が制定

第9表 年齢別労働力人口 単位万人(カッコ内は%)

	45年	50年	55年
計	5,169(100.0)	5,392(100.0)	5,615(100.0)
15～24歳	1,119(21.6)	863(16.0)	734(13.1)
25～39	1,876(36.3)	2,023(37.5)	2,065(36.8)
40～44	591(11.4)	653(12.1)	667(11.9)
45～64	1,354(26.2)	1,593(29.5)	1,866(33.2)
65歳以上	230(4.4)	261(4.8)	284(5.1)

(資料) 昭和45年 総理府「労働力調査」
昭和50, 55年 労働省職業安定局推計

5) 教育基本法第7条第2項

「国及び地方公共団体は図書館、博物館、公民館等の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」

6) 学校教育法第85条「学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を付置し、又、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させる事ができる」

7) 社会教育法 昭和24年6月10日法律207

第6章学校施設の利用 第44条

「学校の管理機関は学校教育上支障がないと認める限り、その学校施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない」

8) スポーツ振興法 昭和36年6月16日法律第141号

第13条 「国及び地方公共団体はその設置する学校の教育に支障のない限り当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのために利用に供するように努めなければならない」

され、その第13条で社会体育振興の立場から、学校施設の利用を明示している。昭和39年以後は、従来の補助金制度が都区財政調整制度にかわり、各区で学校開放に対する積極的な取り組みが強まってきた。このような状況下では、実施校数が増加するだけでなく開放種別も多様化し、各地域にあった特色ある学校開放がみられるようになり、地域との結びつきが強まってきた。すなわち「校庭開放校」「施設開放校」のほかに「スポーツ開放校」「自由開放校」「子供会開放校」など地域の特性と開放努力に応じて、いっそう機能分化を示し、地域社会に根をおろすようになってきている。昭和40年頃からは一般住民、勤労青少年を対象として学校開放も実施され、スポーツ教室に近い形でスポーツ開放や専門化された種目別スポーツ開放、体育館開放等も実施され始めている。

このように学校開放は、都市においては学校の設備、予算その他の制約があるにもかかわらず多種多様な目的によって重要なこととされ、社会教育施設の欠如を補うという消極的な目的だけでなく、子どもの遊び場、勤労青少年の体育、スポーツ施設、社会教育施設として地域の教育センターとしても役割も同時に果たしているのが現状である。

2. 学校開放の組織

学校開放の制度自体がまだ未成熟であり整備期であるが、現状は以下のとおりである。

校庭開放の実施努力および実施にともなう管理責任は、各教育委員会にあることは社会教育法第44条第2項に明記されている。しかし校庭開放が実施された過程から考えても、教育委員会だけではその完全を期しえない。すなわち教育委員会、学校、地域社会の三者が、学校開放の目的を達成させるべく協力する機関をつくる必要があることである。この目的達成のため、現在では学校開放実施のため以下の2つの組織がつけられている。

①学校開放運営協議会

これは学校開放運営委員長会とか学校施設利用運営協議会とか呼ばれ、各区市段階に設けられている。現在は大部分の各区市にありその構成員としては各区市により違いが目立つ。一般的には各開放校運営委員長であり年4回程度開催されることが多い。そのほか、

い」「2. 国及び地方公共団体は前項の利用を容易にさせるため当該学校の施設（設備を含む）の補修に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない」

構成員として、小中学校校長代表、小中PTA連合会代表、青少年対策委員会代表、教育長や区の教育委員会なども入れているところもある。しかし今後の方向として注目されるのは、足立区のように企画委員会（教育長、指導室長、庶務、学務、社会教育の各課長、小中学校校長会会長、小中学校教育研究会会長）と運営委員会（教育長、社会教育課長、各学校開放指定校長）の2本立てや、中野区のように学校開放運営委員長会と学校開放対策協議会（区教育委員会、校長会、教頭会）の2本立てもある。

この組織では情報の交換や学校開放実施校間の連絡や調整をはかるだけでなく、学校施設の利用についての全般的企画運営に関することが協議されているところもあるが、一般的にいってその機能を十分果たしているとはいえない。

②学校開放運営委員会

今日のように学校開放が多種多様の要求にもとづいて実施されるにあたっては以下の理由により学校開放運営委員会の設置が必要となる。

①現在の社会教育設備の現状では前にも述べたとおり、学校、校庭施設、設備は子どもたちや勤労青少年の余暇活動、社会教育の補完的役割を果たすものとしても重要な位置を占めている。さらには地域社会の教育機関としての機能も学校は再検討されはじめられねばならない。すなわち、現状では地域の社会整備計画を考えるには地域施設として他の社会教育施設とともに学校が考えられねばならないし、その利用問題については地域住民と学校関係者、学識経験者などが協議をする機関が必要である。

②青少年が健全な人間として成長するためには学校をはじめとする集団活動の持つ意義は大きい。しかし、現在のように学校だけで社会的要求としての諸活動、諸教育が実施できない時期では、遊び本来の目的からいっても遊びが重要視されなければならない。すなわち核家族化した家庭でなく地域社会としてその集団活動を設定できる遊びと遊び場＝学校開放が考えられねばならない。

③学校開放は地域との結びつきを重視するためには画一的な開放より、その地域社会において広く子どもたちから青少年、大人に至る生活条件を含めて、その地域性を重んじて学校開放を実施すべきである。このため地域性を十分考慮できる機関が設置されるべきである。

④学校開放の運営管理は基本的には市、区において

検討されるものであるが、地域住民の実際の要求に基づいた各種の学校開放の運営管理を企画し審議してゆく機関がぜひ必要である。これらの側面から学校開放運営委員会が現在ではすべての開放校に設けられている。

A 性 格

現在学校開放運営委員会は各区により性格が異なっている。すなわち管理機関の性格が強く開放施設の管理、施設の改修、施設設備の充実などに力を注ぎ、規制を多くしている委員会や、管理事業を実施できる委員会を構成したという制度のみを作り各代表者層に入ってもらって体制はできたが形骸化した組織もある。さらには地域においてスポーツ人口の拡大と身近かにできる運動を中心に企画運営しているところもあるが啓発的な意味が強くなり、事業推進に力を注ぎ過ぎているところもある。また公園と学校が明確な区分のないところでは監視のみが主なところもある。理想的には過密都市社会での子ども、青少年にとってあるいは勤労者にとって地域の教育環境として学校開放を認識し、地域関係者、学校、教育委員会が一体となって地域の教育センターとなる学校開放を運営する協議の機関とすることが望ましい。

B 構 成 員

一般的にいて次の4つの部門から選出されているところが多い。

○地域関係者

PTA、町内会、自治会、子供会、各種サークル等の代表者

○学校関係者

校長、教頭、生活指導主任、校庭開放担当教諭

○学識経験者

青少年委員、児童委員、民生委員、保護司、体育指導委員

○その他

校庭開放指導員

C 職 務

各開放校によって違いがみられるが大体以下のように分類される。

- ①学校開放の基本計画および実施計画その他の作製
- ②教育委員会等各関係機関との相互の連絡調整
- ③学校開放に必要な施設備品などの諸条件の完備と管理
- ④利用者への指導援助
- ⑤利用規則の制定
- ⑥利用者の安全対策
- ⑦その他学校開放に効果をあげるることについて研究協議し実践指導につとめる。

3. 校庭開放実施範囲

開放場所の多くは校庭のみであるが、天候等によっては体育館をも開放する学校もある。

①開放対象

原則として当該校の児童とされ、さらには保護者同伴の幼児、地域の青少年、社会教育団体、一般市民も対象にされることもある。しかし現状では施設の配置、看視等の問題から当該校の児童に限るのが圧倒的に多い。そのほかの実施校においては月曜日から金曜日までは当該校の児童とし、その他の開放日は指定区域の幼児、児童、生徒と限定していたり、小学校は地域の幼児、児童への開放とし、中学校を青年への開放校とするところもある。

②校庭開放実施校（東京都）

昭和29年から実施された校庭開放は年々その実施校が増加し、昭和47年8月31日現在では、小中学校あわせて区部で979校、学校数の80.5%に達し、市部でも75.4%であり、量的にはかなりの水準に達している。

③利用日時

日曜開放が最も多く696校、このうち土曜日も開放を実施しているのは492校である。祝日の開放校は605校、休日開放は580校だが、平日開放は121校と極端に少ない。平日開放の普及が子どもの遊び場としての校庭開放の今後の課題だと考えられる。また夜間開放実

第10表 学校開放状況調査

(昭和47年8月31日現在)

	総 括 表					目的別内訳									遊び場開放の内容													
	学校数		開放校数			遊び場			スポーツ			社会教育			曜日等			場 所			指導員等							
	小	中	計	小	中	計	率	小	中	計	小	中	計	小	中	計	日	土	祝	休	平	校庭	体育館	その他	0	1	2	3
区部計	839	377	1,216	734	235	979	80.5	669	42	711	110	169	279	178	72	250	696	492	605	580	121	693	234	38	0	271	312	49
市部計	297	114	411	242	68	310	75.4	144	11	155	79	35	114	87	38	125	155	27	123	82	6	154	4	2	42	58	41	14

施校はまだ普及していないが、区部で294校あり、江戸川、足立、台東、品川、渋谷区などでは非常に盛んに実施されている。

④校庭開放の管理者

学校施設の管理者としての学校長であることも多いが、PTA会長、あるいは教育委員会の管理としている学校も見られる。

⑤禁止事項

各実施校により異なるが、決められた以外への立入禁止、備品の無断使用禁止、花壇や校舎内への立入禁止などは校庭開放の性質上当然である。またスパイクの使用、高鉄棒の使用、花火などの危険物の持込みなど危険な遊びの禁止も安全対策上やむを得ないであろう。しかし現状ではさらに野球、ソフトボールその他の球技、自転車、ローラースケート等も危険なスポーツとされ禁止されていることが多く、校庭開放を魅力の少ないものにしていくことは事実であろう。

4. 指導員

①職務

校庭開放実施校には、当日、最低1人の指導員がいるが、この指導員の職務は、校庭開放の目的により異なっている。一般的にいて次のように考えられる。

{	管理的側面……	{ 学校施設・設備の管理 利用者の管理 禁止事項の周知徹底 用具の整備、貸出し、点検 けが等の応急処置
	{	{ 安全性の指導 遊びの指導 仲間づくりの指導 スポーツ等の技術指導
{		
その他		

このうちどの側面に重点をおくかによって職務の内容が大きく変わってくる。とくに施設、設備の不備のまま無理をして開放しているところではどうしても管理的側面が強くなりがちであり、施設設備の不備を人で補うようになっている傾向が強い。

現状としては、校庭開放を進めてゆくうえで開放当事者が最も力を入れているのは指導ではなく管理の面である。そしてこの3つの側面を1人の指導員で実施するのはむずかしいが、現状では1人のところも多い。そのほか世話人2人、指導員1人とか、主任指導員1人（当該校の教諭）と指導員1人をおくところも見られる。

②指導員の資格

指導員としてどのような人を置いているかは各区に

より異なるが、現在ではPTA、とくに母親が多い。そのほか青少年委員、体育指導員、当該校教諭、町会役員などがなる場合もある。またアルバイトの学生も指導員になっているところも多いが、体育学部系の学生を主として指導員として遊びの指導をねらっている区もある。また保母または教員の資格を第一に考えているところも目立ってきたが、いずれにしても児童、生徒の健全な育成に理解と熱意を有する者がその前提となるべきである。

指導員の委嘱は、学校長が推薦したものを教育委員会で委嘱する形が現在多いが、各学校運営委員会で選任する区も目立って増えている。

第11表 指導員

PTAが輪番で行なう	開放校の	42%
学生アルバイト		27
当該校の教諭		8
子供会指導者、青少年委員		5
自治会、町内会役員		3
その他（不明も含む）		15

第12表 校庭開放日の指導員の数

1人だけの開放校	27%
2 "	52
3 "	6
4 "	6
5人以上の "	2
不明	7

③指導員の研修

現在では、区部では多くの区が校庭開放指導員の研修を実施しており、その多くは各区の教育委員会が主体となっている。しかしその研修の内容は管理的側面が強い。すなわち、校庭開放の意義と問題点、長期休暇中の開放対策、学校校庭開放指導員の職務に関する件、事故防止、応急処置法、施設の管理等がその内容であり、さらに指導面での研修が望まれるものである。校庭開放事業が進展するかどうかは指導員に人を得るかどうかにかかっているのが現状である。

研修は一般的に年度始めか夏季休暇中に実施するところが多いが、採用の際に実施しているところもある。現在では指導員の推薦の困難さとその質の低さが大きな問題であるので、この研修会の内容とともに研修会の講師などになお一層の努力が望まれる。

5. 事故の責任と報告

事故の発生の際、その原因が施設・設備の不備や修

繕すべきところを放置していたために起こった事故であれば当然その責任は管理者である校長や教育委員会が問われることとなる。しかしそうでない場、学校管理下でない場合でも学校で起こった以上校長の責任になるのではないかと、すなわち道義的な責任があるのではないかという問題が、学校側をして校庭開放に積極的な姿勢を示せない一つの根拠でもある。現在各地区の校庭開放実施要項等によれば事故の責任の所在は公園内において発生した事故と同様である。すなわち施設・設備等の管理上の原因によって生じた事故の責任は教育委員会が負い、その他の場合はすべて利用者またはその保護者の責任とするのが現状である。

事故の現状は、大きな事故は年間20例ほどであり、具体例としては、スベリ台からの落下、鉄棒からの落下、サッカーボール・バレーボールゲーム中の衝突などであり、その大部分が本人の不注意によることが多い。この重傷者については救急車を呼び、学校開放運営委員会、学校、教育委員会、警察など関係機関に連絡することになっている。軽傷の場合は、指導員が備えつけの救急箱で応急の処置をする。

しかし最近になって2、3の区で、区立学校校庭利用児童事故災害見舞金制度や区立学校校庭利用児童傷害保険の実施に踏みきったところがみられる。この区立学校校庭利用児童傷害保険制度は現在では多くの問題点があるものの、今後の方向としては前向きに検討されるべきであろう。

6. 校庭開放利用状況

利用状況については各区市でも正確に把握しきれない事情もあるが、一般的な傾向は以下のとおりである。

学校開放利用者総数は、昭和36年度350万人、37年度365万人、38年度390万人、40年度440万人でそれ以後横ばいの傾向である。これを一校平均でみると、利用者は昭和36年度7,500人、昭和37年度7,900人、昭和38年度8,400人、昭和39年度4,700人、昭和40年度4,900人とそれ以後は同様の傾向で、利用者が頭打ちの傾向にあることを示している。この傾向は施設開放校でさらに激しくむしろ利用者は減少の傾向にある。これらは青年館、社会体育施設などが次第に整備されつつあることに起因するものもあろうが、施設開放校の管理運営上の問題やさらには利用しにくいなどの問題があるからである。

①校庭開放

第13表は、23区小学校校庭開放の1日の平均利用状

第13表 区立小学校校庭開放1日平均利用状況別学校数(百分率)

1日平均利用者数	10人以下	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～70人	71～100人	101～150人	150人以上	記入なし
学校数 %	1.4	7.6	14.0	15.2	16.6	20.8	12.0	4.4	0.2	7.8

況を学校数の百分率であらわしたものである。これによると当時の平均児童数が745であったが、1日の平均70人以上の利用者数がある学校は16.6%であり、約半数が30人から70人である。さらに30人以下が全体の1/4もあり利用状況は芳しくない。この傾向は現在も変化なく減少の傾向すら見られる学校もある。子どもの遊び場は、公園、道路、空地などで、まだまだ校庭開放が完全な遊び場としての機能を果たしていないことがうかがえる。この原因は真夏の日陰の不足や、天候に関するものも誘因になりうるが、禁止事項などの制約、遊具や施設の貧弱なことがその主因と考えるべきであろう。すなわち校庭開放は子どもに遊びを満足させることができないという問題点を解決すべきであろう。

②スポーツ開放

校庭開放を含む学校開放校が増加し、その問題点が浮き彫りにされてくると、その地域にふさわしい形態と内容の学校開放が芽生えてくる。それはスポーツ開放校、モデル子供会指定校、自由開放校、社会教育指定教室等があるが、校庭開放との関連でスポーツ開放校について述べたい。

スポーツ開放校は、どこでも同じ形で開放するのではなく学校によって、野球、卓球、剣道といった特定のスポーツを専門に開放し利用できるようにしたものである。この結果校庭開放では禁止されていた野球、自転車、ローラースケート、サッカーなどのスポーツができることとなった。その際区内のスポーツ種目別利用希望人数をあらかじめ調査し、効果的に各スポーツ種別の開放校数をきめ、交通事情をも考慮して一部地域にかたよらないように配置されている。

③勤労青少年への校庭開放

勤労青少年のための校庭開放はスポーツ開放と同義である。新宿区の体育館開放や名古屋市の勤労青少年レクリエーションセンターのように効果をあげているところもあるが、開放数の少ないこと、さらには利用時間、更衣室シャワー等の不足もあって勤労青少年の要求にそった校庭開放、スポーツ開放がなされていないのが現状である。しかし遊び場としての校庭開放がある一定の水準に達した現状では今後の方向として勤

労青少年のための校庭開放が障壁をのりこえて実施されてゆくであろう。

7. 校庭開放費用

校庭開放の費用は費目別では報償金（賃金、負担金補助および交付金）などの人件費が約70%を占めるのが一般的である。需要費は約16%を占めている。あとが備品購入費である。ある校庭開放実施校の経費は以下のとおりである。

人 件 費	{	管理手当	400円／1回
		事務手当	100円／1回
		清掃手当	150円／1回
		警備手当	200円／1回
		指導員手当	2,000円／1回
備品購入費	40,000円／年		
消耗品費	30,000円／年		
工事費	14,000円／年		
医薬品費	4,000円／年		

これらが各校庭開放実施校に渡される費用であるが、さらに区市での運営費等を入れると高額になり予算の増加を望むと同時に合理化がはかられねばならない。

IV 校庭開放の問題点と今後

1. 校庭開放の形

①遊び場としての校庭開放

校庭開放が一応の水準に達した現在さらに積極的な取り組み方が望まれる。前に述べたように1校1日あたりの利用者が少ないことから利用者を増加させる努力が必要とされる。すなわち天候や真夏の日陰の不足や、最近の労働時間の減少さらには週休2日制への高まりによる家族連れの旅行が多くなったことや、地理的条件があるにしても校庭開放をさらに魅力のある遊び場とすることが急務である。それには禁止事項を解決する、施設や遊具を校庭の広さや安全性を十分考えて豊富に配置することあるいは指導員を適切におくことなどがいえよう。

A 禁止事項の解決

現在は学校の校庭開放の魅力を損うのは禁止事項の多いことである。区立学校の場合以下のような禁止事項が一般的である。

- ①決められた以外は立入禁止
- ②備品の無断使用禁止
- ③花壇への立入禁止

- ④校舎への立入禁止
- ⑤スパイクの使用禁止
- ⑥高鉄棒の使用禁止
- ⑦花火などの危険物持込禁止
- ⑧野球、ソフトボール、サッカーの禁止
- ⑨自転車、ローラースケートの禁止
- ⑩その他教育上望ましくない遊び

これらは狭い校庭での場合、少人数で広い場所をとりすぎるとか、バットやボールが他の子どもに危険だ、窓ガラス等学校や近所にも迷惑をかけるというのが禁止する理由であろう。しかし、これは子どもの安全や施設の管理を重視するあまり肝心の子どもの遊びを軽視する結果となった。子どもの遊びは、野球、自転車、ドッチボール、サッカー等の球技であり、これらを禁止するだけでは校庭開放の魅力はなくなるであろう。そのため時間制の野球、自転車乗り、ローラースケート、あるいはスポーツ開放方式での禁止事項の解決が急がれねばならない。

B 遊具、施設の拡充

現在校庭開放遊具としては、バドミントンセット、バレーボール、バスケットボール、テニスのボールであるが、なわとび、あるいは校庭開放の目的に応じて他のスポーツ用具を整えることが必要である。

以上のように人口の都市への集中が激しく空地や休耕地が乏しくなり、子どもたちの遊び場がうばわれてしまった現在、校庭が単に広場としてだけでなく、安全管理の面を解決し、地域や学校の特殊性をもふまえた校庭開放として子どもの欲求を十分満足させることができることを望むものである。

②市民に身近かなスポーツの設定

東京都が昭和44年度に実施した「学校開放実態調査」によると、子どもの遊び場としての開放が主体であり、成人や青少年勤労者のスポーツ活動の場としての開放は区部で25%、市部で16%である。現在では、公共社会体育施設が不十分であるのでこの校庭開放率の低さが問題となる。文部省の調査でも、わが国の体育施設は約15万あるが、そのうち学校体育施設が69%を占め、公共社会体育施設はわずか7%にすぎない。これから学校のスポーツ開放はさらに真剣に考えねばならない。

これまでの社会体育はスポーツ団体に組織された選手層を中心としたものであったといえよう。地域社会における社会体育の振興はスポーツの競技水準を高め、スポーツ団体に組織される組織スポーツ人口を拡大することであった。このための方法として各種の競技会

が開催され、その場として公共社会体育施設が利用されてきた。このような社会体育のあり方は、学校や職場の運動部を育成し、その目的を達しつつあるが、地域住民のスポーツクラブを育て、一般住民のスポーツ活動を盛んにするという機能を十分に果たしているとはいえない。社会体育の振興は、いままでのように競技人口の増加とスポーツの普及、向上とならんでレクリエーションとしてのスポーツを拡大してゆくことにもある。すなわち余暇活動のひとつとしてのスポーツ、スポーツクラブを育成することも重要である。しかし現在では、スポーツクラブをつくっても、その活動の場の不足に直面している。都市において近くに公共社会体育施設を設置することがかなり困難なので、学校体育施設の開放はこれを解決する応急処置ともなりうる。このようにスポーツ開放としての学校開放は、地域社会の体育を実施するうえでの基礎的な条件といえることができる。またこのスポーツ開放校に指導員がいないところも多いが、開放中の適正な管理、運営や用具の管理さらには利用者への適切な技術指導をする指導員の配置が望ましく、さらに個人参加者の仲間づくりまでしてゆくことがこのスポーツ開放には必要であろう。さらにはスポーツ開放の目的達成のためには夜間の開放が考えられねばならないが、それについては次の項で述べたい。

③ 勤労青少年のための校庭開放とスポーツ開放

A 勤労青少年の余暇の過ごし方と問題点

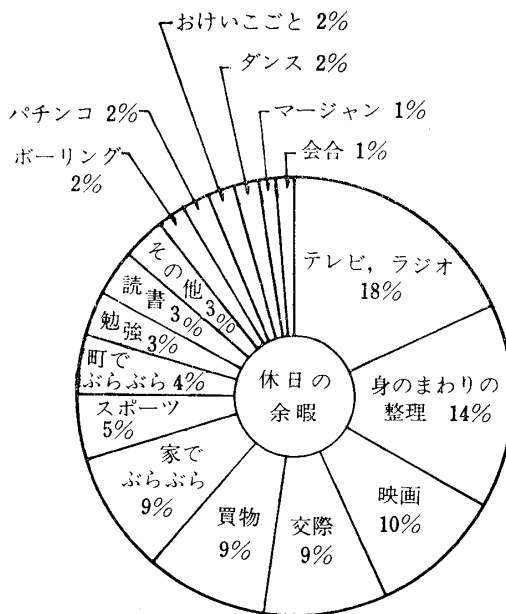
勤労青少年の余暇の過ごし方は労働形態や休日の総数、その他の条件で異なるが、国際的に見たレジャー活動の比較が第14表である。日本の労働者が余暇活動というにはあまりに貧弱な休暇の過ごし方をしている

第14表 レジャー活動の国際比較

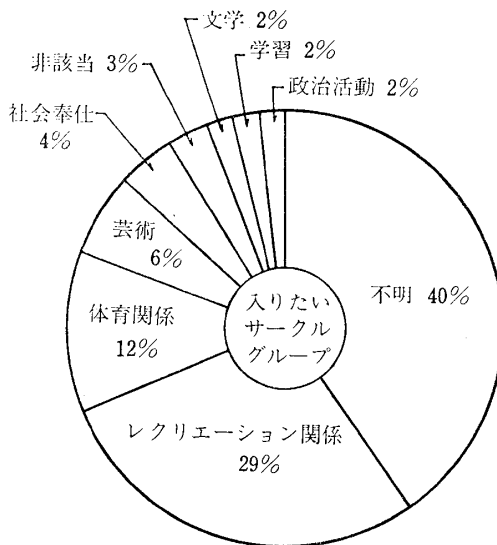
	日本	アメリカ	フランス	西ドイツ
男				
スポーツ活動、旅行、散歩、観劇、観覧、趣味、娯楽	12.7	17.4	17.5	23.2
交際談笑、会合、奉仕活動	9.6	18.8	17.5	20.3
教養、読書、ラジオ、テレビ、休養	77.7	63.8	65.0	56.5
レジャー活動計	100.0	100.0	100.0	100.0
女				
スポーツ活動、旅行、散歩、観劇、観覧、趣味、娯楽	10.1	19.7	21.5	23.7
交際談笑、会合、奉仕活動	11.0	26.0	14.3	20.6
教養、読書、ラジオ、テレビ、休養	78.9	54.3	64.2	55.7
レジャー活動計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 1週間あたりの余暇活動の構成比。

第1図



第2図



ことがうかがえる。また昭和43年の青少年の意識と活動の調査では、休日の余暇の利用は第1図、第1図のおり⁹⁾、スポーツに使われる時間はわずか5%にすぎない。すなわち勤労青少年の体育活動への参加希望が高いのに比較して地域社会活動や公共教育活動やスポーツ活動への参加が低い。これは青少年たちの意

9) 中野区「働く青少年の意識と行動」昭和43年。

識や生活条件もさることながら、社会体育が勤労青少年の欲求や必要性に対応する魅力ある事業を実施していないことにも起因するものであろう。これら青少年の活動を保障する条件、とりわけ施設の開放と整備拡充が望まれるのである。

B 勤労青年と校庭開放

勤労青少年の体育施設への欲求が増加してくると、その活動は個人的で非組織的にかつ多様化してきており、現状では商業娯楽への傾斜が目立っている。しかしマスコミやレジャー業者によってつくられたブームだけに引っ張られるのではなく、青少年が気軽にしかも継続的に利用できる活動の場が必要である。この勤労青少年のスポーツへの欲求にそって学校開放の前段階ともいうべき条例による施設利用が始まり、現在ではさらに「条例」利用の改善¹⁰⁾、補強的学校開放（学校開放）が実施されている。これは以下の3点がどの区でも共通である。

第1点は、社会教育関係団体の利用のための開放校を指定したことである。これによって指定校はそれ相応の設備用具を整えている、すなわち照明、ロッカー、バスケット・バレー・バトミントン・卓球等の設備用具も準備されている。

第2点は、開放日時が指定されたことである。これにより学校側の協力を得られた。しかも学校側との調整をはかりながら積極的に開放しようとの考え方である。

第3点は、青少年団体の利用を特に促進するために団体登録の制度を明確にして、登録団体への積極的な開放をはかっている。

これらによって利用手続も簡略化されたが、個人の使用申込みに関してはさらに改善が望まれる。さらにはシャワー、更衣室、黒板等の設備についても設置が必要であろう。

2. 事故防止と傷害保険

校庭開放時の事故は、前にも述べたとおり公園内において発生した事故と同様に扱われている。すなわち施設設備等の管理上の原因によって生じた事故の責任は教育委員会が負い、その他の場合はすべて利用者またはその保護者の責任となっている。しかし本来事故

防止の安全対策と保障の問題は明確にされるべきである。指導員による遊びの指導を含めた安全対策と同時に、区立学校校庭利用事故災害者見舞要項を定め、事故の大小により段階を設け見舞金を出すのも一つの方法である。また傷害保険については種々の問題があるが、これを充実することを考えるべきであろう。

3. 指導員の資質向上

①研修の充実

学校開放が広くゆきわたったのに、依然として望ましい状態になっていない原因は種々考えられる。予算の乏しさや人件費の問題に起因する校庭開放指導員の不足とその資格や職務内容の不明確さ、待遇、身分、研修制度の不十分さが指摘される。

校庭開放事業が進展するかどうかの重要な鍵を握っているのは指導員に人を得るかどうかもその一つであることは前に述べてきた。指導員の採用についても現在種々の困難があるし、指導員の職務としての管理的側面、指導的側面、その他の面でおおののプロパーを配置することが望ましい。しかし現状では、兼務としながらも指導員の資質向上のため指導員の研修が充実しなければならない。すなわち現在では指導員の質（とくに目的意識）の低さに重大な問題がある。年回1～3回の研修でなく、2ヵ月に1回程度の研修が実施されるべきである。その研修内容も、学校開放の意義と指導員の役割、実技、救急法、遊びとグループの育成、遊びとは何か、遊びとスポーツの指導、安全対策、施設の工夫とその活用の指導、地域との関連、校庭開放の利用を高める方法、体力づくり、指導員の指導技術の向上等についてもその内容としたい。

②非常勤専従職員の設置

指導員のようにアルバイトで1日いくらといった形でなく、月極の報酬で管理、事務等に責任を持ち遊びやスポーツの指導にもあたりまた協力する指導員を指導することのできる社会体育指導員の全開放校への配置が今後考えられなければならない。校庭を子どもの遊び場という掛け声で校庭開放が広がっていった時期も終わり、子どもたちや青年の要求が多様化し、さらに校庭開放が単なる社会体育施設の不足を補う補完的あるいは応急的施策としてとらえるだけでなく、地域のセンターとしての役割を認識するならば、校庭開放が正しく十分に機能するような本格的な行政措置をも講ずる必要がある。

10) 「区立学校設備使用条例」ができて、それぞれの区で「区立学校設備使用条例施行規則」や「区立学校使用規則」「区公有財産規則」「区立学校設備使用規則」等により実施された。

4. 学校開放運営委員会の機能

学校開放運営委員会は現在開放実施校に設置されているが、義務的につくられたり、制度型につくられたりして形骸化しているところもある。運営委員会は地域教育型のものとなりはじめて地域の教育環境として学校開放を認識し、校庭開放等の目的が達成できる機関となる。さらに今まで運営委員会の機能として多くは管理的・警備的側面が強く、事故防止についても学校長、教育委員会といった責任体制をとらざるを得ない運営委員会の構成組織にも問題がある。運営委員会本来の機能として学校開放の基本計画、実施計画の作製や目的に応じた問題解決のための研究などにも多くの時間と費用を配分せねばならない。今後、学校開放が前向きに展開されてゆくに従って以下の問題が生じてくる。

①夜間学校開放の維持管理（指導員体制と学校警備員問題、校庭の夜間照明による経費、校門開放による学校内の風紀問題）

②より質の高い指導員の必要性

③社会体育施設との関係

④事故における責任と安全対策（とくに夏期プール開放時）

以上のような諸問題が多く出されてくるが、それを解決する第1段階は校庭開放運営委員会である。すなわち、運営委員会はあらゆる利用者の情報を収集できる体制をつくり出す必要がある。校庭開放の原点について考えながらも新しい多種多様な要求に対処できる

ように常に一步先を見通すことを運営委員会は要求されていると思わねばならない。

V あ と が き

現在の東京都を始めとする大都市においては市民の社会教育施設、遊び場、スポーツ施設の絶対数が不足している。またその充足度があまりにも遅いこともあってこの学校事業は今後も補完的役割だけでなく地域のセンターとしての役割を持っていく。そして住民の身近な場所に施設を確保することがその目的を達成する方策として重要である。これから小中学校の開放は望ましい。しかし、学校が本来の目的に使用するために支障をきたすことなくまた不安なく開放できるような体制の確立と必要な物的条件を整備することも必要である。

また学校開放は数のうえでの普及から質的に充実した開放が目指されている。そして学校開放はそれ自体が目的ではない。地域社会の子ども、青少年勤労者、一般の人の運動の欲求を充足させ、さらに拡大してゆくための開放を考えねばならない。子どもたちは安全にしかも遊び本来の目的を遂げさせ、青少年は余暇の活動をより豊かにし、心身の発達という目的を達成させるべく努力しなければならない。したがって学校開放は利用者数だけでなく、利用者がどのように遊び、スポーツの欲求を充足させたかによっても評価されるべきである。